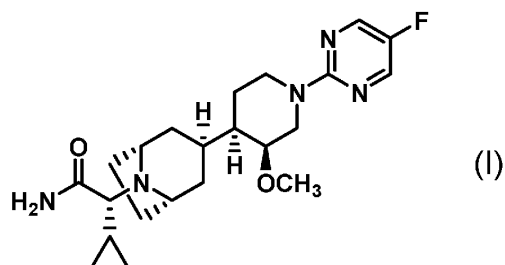


請求の範囲

[請求項1] 下記式 (I)

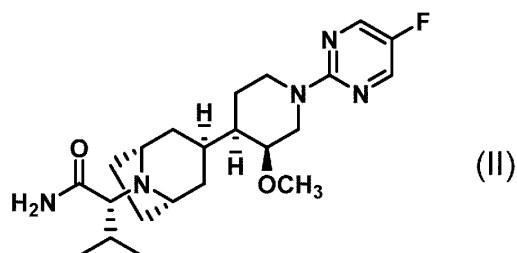
[化1]



で表される (2R) - 2 - シクロプロピル - 2 - { (1R, 3S, 5S) - 3 - [(3S, 4R) - 1 - (5 - フルオロピリミジン - 2 - イル) - 3 - メトキシピペリジン - 4 - イル] - 8 - アザビシクロ [3. 2. 1] オクタン - 8 - イル} アセトアミド、

下記式 (II)

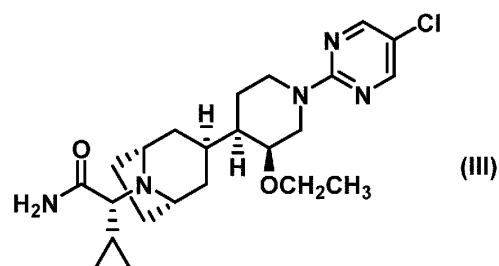
[化2]



で表される (R) - 2 - ((1R, 3S, 5S) - 3 - ((3S, 4R) - 1 - (5 - フルオロピリミジン - 2 - イル) - 3 - メトキシピペリジン - 4 - イル) - 8 - アザビシクロ [3. 2. 1] オクタン - 8 - イル) - 3 - メチルブタンアミド、

下記式 (III)

[化3]

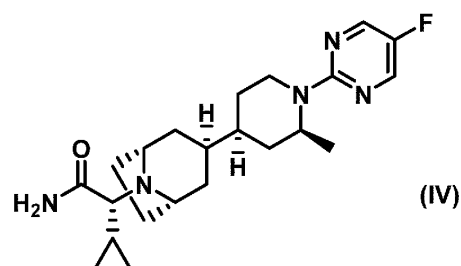


で表される (R) - 2 - ((1 R, 3 S, 5 S) - 3 - ((3 S, 4 R) - 1 - (5 - クロロピリミジン - 2 - イル) - 3 - エトキシピペリジン - 4 - イル) - 8 - アザビシクロ [3. 2. 1] オクタン - 8 - イル) - 2 - シクロプロピルアセトアミド、

及び

下記式 (I V)

[化4]



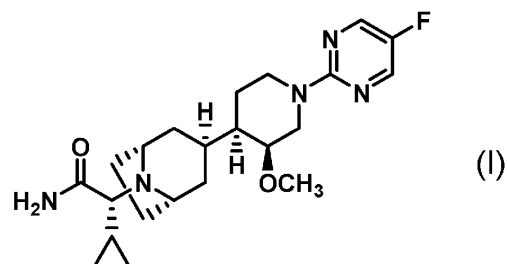
で表される (R) - 2 - シクロプロピル - 2 - ((1 R, 3 S, 5 S) - 3 - ((2 S, 4 S) - 1 - (5 - フルオロピリミジン - 2 - イル) - 2 - メチルピペリジン - 4 - イル) - 8 - アザビシクロ [3. 2. 1] オクタン - 8 - イル) アセトアミド

からなる群から選ばれる一つの化合物又はその薬剤学的に許容される塩。

[請求項2]

下記式 (I)

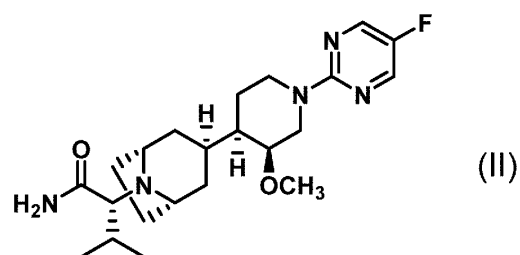
[化5]



で表される (2R) - 2 - シクロプロピル - 2 - { (1R, 3S, 5S) - 3 - [(3S, 4R) - 1 - (5 - フルオロピリミジン - 2 - イル) - 3 - メトキシピペリジン - 4 - イル] - 8 - アザビシクロ [3. 2. 1] オクタン - 8 - イル } アセトアミド又はその薬剤学的に許容される塩。

[請求項3] 下記式 (I I)

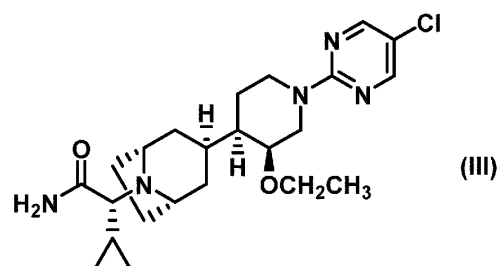
[化6]



で表される (R) - 2 - ((1R, 3S, 5S) - 3 - ((3S, 4R) - 1 - (5 - フルオロピリミジン - 2 - イル) - 3 - メトキシピペリジン - 4 - イル) - 8 - アザビシクロ [3. 2. 1] オクタン - 8 - イル) - 3 - メチルブタンアミド又はその薬剤学的に許容される塩。

[請求項4] 下記式 (I I I)

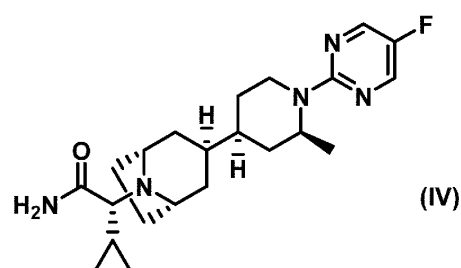
[化7]



で表される (R) - 2 - ((1 R, 3 S, 5 S) - 3 - ((3 S, 4 R) - 1 - (5 - クロロピリミジン - 2 - イル) - 3 - エトキシピペリジン - 4 - イル) - 8 - アザビシクロ [3. 2. 1] オクタン - 8 - イル) - 2 - シクロプロピルアセトアミド又はその薬剤学的に許容される塩。

[請求項5] 下記式 (I V)

[化8]



で表される (R) - 2 - シクロプロピル - 2 - ((1 R, 3 S, 5 S) - 3 - ((2 S, 4 S) - 1 - (5 - フルオロピリミジン - 2 - イル) - 2 - メチルピペリジン - 4 - イル) - 8 - アザビシクロ [3. 2. 1] オクタン - 8 - イル) アセトアミド又はその薬剤学的に許容される塩。

[請求項6] 請求項 1 ～ 5 のいずれか一項に記載の化合物又はその薬剤学的に許容される塩を含有する医薬組成物。

[請求項7] 請求項 1 ～ 5 のいずれか一項に記載の化合物又はその薬剤学的に許容される塩を含有するオレキシン 2 型受容体作動薬。

[請求項8] 請求項 1 ～ 5 のいずれか一項に記載の化合物又はその薬剤学的に許

容される塩を含有するナルコレプシーの治療剤。

- [請求項9] 請求項 1 ～ 5 のいずれか一項に記載の化合物又はその薬剤学的に許容される塩の薬理学的有効量を対象に投与することを含む、該対象におけるナルコレプシーの治療方法。
- [請求項10] ナルコレプシーの治療に使用するための、請求項 1 ～ 5 のいずれか一項に記載の化合物又はその薬剤学的に許容される塩。
- [請求項11] ナルコレプシーの治療のための医薬組成物を製造するための請求項 1 ～ 5 のいずれか一項に記載の化合物又はその薬剤学的に許容される塩の使用。
- [請求項12] 請求項 1 ～ 5 のいずれか一項に記載の化合物又はその薬剤学的に許容される塩を含有するカタプレキシーの治療剤。
- [請求項13] 請求項 1 ～ 5 のいずれか一項に記載の化合物又はその薬剤学的に許容される塩の薬理学的有効量を対象に投与することを含む、該対象におけるカタプレキシーの治療方法。
- [請求項14] カタプレキシーの予防又は治療に使用するための、請求項 1 ～ 5 のいずれか一項に記載の化合物又はその薬剤学的に許容される塩。
- [請求項15] カタプレキシーの治療のための医薬組成物を製造するための請求項 1 ～ 5 のいずれか一項に記載の化合物又はその薬剤学的に許容される塩の使用。